

藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ設置運営事業者公募要領

1 趣旨

藤沢市では、2025年（令和7年）3月に策定した「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づき、計画的に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の施設整備を進めていきます。

については、2027年度（令和9年度）の開所に向け、藤沢市立明治小学校区において児童クラブ設置運営事業者の公募を行います。

公募を実施するに当たり、必要な事項について、次のとおり定めます。

2 本公募における放課後児童クラブ整備の流れ

事業者は、次の（1）、（2）いずれかの方法により確保した物件を活用した整備計画を策定し、本公募に応募します。藤沢市放課後児童クラブ設置運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、応募要件を満たした事業者を審査し、設置運営事業者を選考します（「1.1 設置運営事業者の選考・確定」参照）。

選考された事業者は、物件を必要に応じ改修することにより、児童クラブの整備を行います。

（1）物件募集により集まった物件情報を活用（物件と事業者のマッチング）

ア 本公募を開始すると同時に、別途「藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ事業用候補物件募集」を行います。

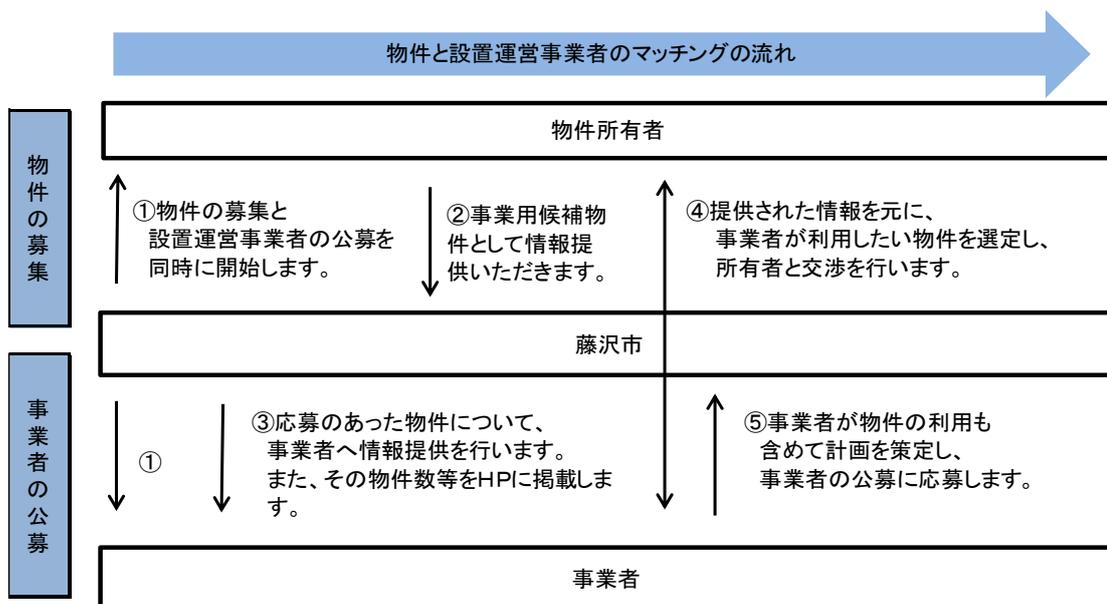
イ 藤沢市は物件所有者から事業用候補物件の情報提供を受けます。

ウ 事業者は初めに藤沢市に事前相談を行います（「1.0 申し込み手続き」参照）。事前相談を行った事業者のうち希望する事業者に対し、藤沢市は物件情報を提供します。また、物件数等について、市ホームページへ掲載します。

エ 藤沢市から提供した情報を基に、事業者は利用したい物件を選定し、所有者と協議交渉を行っていただきます。

オ 事業者は、物件が確保できたら整備計画を策定し、本公募に応募していただきます。

なお、賃貸借契約等については、物件所有者と事業者との間で締結をしていただきます。



(2) 自身で確保した物件を活用する場合

事業者は初めに藤沢市に事前相談を行い、自己所有物件又は自身で確保した賃貸物件等を活用した整備計画を策定し、本公募に応募していただきます。

なお、賃貸借契約等については、物件所有者と事業者との間で締結をしていただきます。

3 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 2026年(令和8年)1月1日時点で神奈川県内又は近隣の都県において、児童クラブや保育所等、子育て支援に係る事業所の運営を行っている事業者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き中の事業者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き中の事業者でないこと。
- (4) 藤沢市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等と関係がないこと。
- (5) 事業者が、税金(法人税、消費税、地方消費税、市町村税等)を滞納していないこと。
- (6) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)の趣旨を尊重し、児童に対する性的暴力の未然防止、被害の早期発見・適切な対応、関係機関との連携を

確保するための措置を講じるとともに、開所までに国の認定申請を行うこと。

4 募集小学校区及び設置予定クラブ数

藤沢市立明治小学校区 1クラブ

5 設置場所等の基準

設置場所の基準については、次のとおりとします。

(1) 明治小学校へ通学可能な次の区域内に設置すること。

ア 明治小学校区優先候補区域（別紙1）の緑枠内を第一候補区域、青枠内を第二候補区域、黄枠内を第三候補区域、赤枠内（通学区域内）を第四候補区域とする。

イ 辻堂神台2丁目4番の一部、辻堂神台2丁目5番～13番／羽鳥1丁目1番の一部、羽鳥1丁目2番～6番、羽鳥1丁目3番の一部／羽鳥2丁目／城南1丁目／城南2丁目／城南3丁目／城南4丁目／城南5丁目／稲荷1丁目2番の一部、稲荷1丁目3番～8番、稲荷1丁目9番の一部／稲荷旧番地／大庭592番地～5341番地の一部／本藤沢4丁目1番、本藤沢4丁目2番の一部

(2) 児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。

(3) 近隣住民との良好な関係を確保すること。

※ 応募に当たっては、設置場所の近隣住民、当該の自治会、隣接する自治会に対し、「藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ設置運営事業者公募」に応募する予定であることを周知していただき、その状況について選考委員会において聞き取りします。

(4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

(5) 敷地内又は近隣に公園等の遊び場が確保できること。

6 整備方法

次の(1)、(2)いずれかの方法により確保した施設に、生活室（有効面積74.25㎡以上）、静養室、調理室、トイレ、事務室、倉庫を設置し、付帯設備として下駄箱、手洗い場、ランドセルロッカー、システムキッチン、冷暖房を整備すること。

(1) 賃借型

藤沢市からの情報提供を元に確保した、又は自ら確保した児童クラブの運営に適した賃借物件において、必要に応じそれらを改修することにより、児童クラブの整備を行う。

※ 改修費については、増改築を伴わないものにより市から設置運営事業者に対

し、負担金を支出します（「9負担金」参照）。

- ※ 物件の賃貸借については、物件所有者と設置運営事業者間の契約となります。家賃その他賃貸借に係る取り決めについては、物件所有者にご確認ください（賃借料は市から負担金を支出します（「9負担金」参照）。なお、光熱水費は設置運営事業者負担となります）。
- ※ 本公募において選考された後、土地所有者により建設された物件の賃借も含めます。
- ※ 応募物件に関するすべての権利者の了解を得てください。

（2）自己所有物件型

自己所有している物件を必要に応じて改修することにより、児童クラブの整備を行う。

- ※ 改修費については、増改築を伴わないものに限り市から負担金を支出します（「9負担金」参照）。
- ※ 応募物件に関するすべての権利者の了解を得てください。

7 費用負担

児童クラブの施設整備・運営に係る経費については、「9負担金」の範囲内で市から支出し、それ以外の経費については、すべて設置運営事業者の負担（保護者からの入所料等を含む）とします。

8 本公募に係る児童クラブの概要及び基準

（1）事業の目的

児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援及び児童の健全育成の役割を担うことを目的とする。

（2）事業内容等

児童クラブは、藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第15号。以下「条例」という。）第6条に規定する一般原則を満たす事業であって、かつ、藤沢市放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）第8条の活動を行うものとし、ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められません。

(3) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準

児童クラブの施設整備・運営を行うに当たっては、次の運営指針等に適合している必要があります。

ア 放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁改正）

イ 放課後児童健全育成事業実施要綱（こども家庭庁改正）

ウ 藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 藤沢市放課後児童健全育成事業実施要綱

オ 藤沢市放課後児童健全育成事業の運営及び管理に関する基準

※ ア～オについては、「運営指針等に係る資料1～5」を参照。

(4) 支援数及び定員（登録人数）

支援数45人、定員（登録人数）60人

(5) 対象児童

当該小学校区及び隣接する小学校区等に居住している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。

(6) 施設・設備について

「(3)施設整備・運営に当たり適合すべき基準」に示した運営指針等のほか、次の項目を満たす施設としてください。

ア 事業実施施設（建物）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請の確認済及び検査済証を得ていることが確認できること。

イ 事業実施施設（建物）は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた事業実施施設（建物）の場合は、耐震診断結果報告書の写し等により、新耐震基準に適合していることが確認できること。

ウ 事業実施施設（建物）の増改築や修繕等を行う場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき確認を行うこと。

エ 専用区画面積*1は、支援児童1人当たり1.65㎡を確保するため、74.25㎡以上とすること。

*1 専用区画面積：児童クラブ全体の面積からトイレ・事務室・調理室・静養室等の施設、ランドセルロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場専用の面積。（静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。）

オ トイレは2つ以上設置すること。

カ 保護者送迎用として、駐輪スペースは自転車3台分以上を確保すること。

キ 児童クラブ内は、できるだけ児童の様子を見渡すことができる配置とする

こと。

(7) 開所日及び開所時間

開所日・開所時間については、次の基準を下回らないこと。なお、午後6時以降は延長時間と見なし、延長料金の負担を求めることができます。

ア 平日（月～金曜日）

放課後～午後7時

（平常授業時、短縮授業時とも）

イ 土曜日、学校行事等振替休日、長期休業日（春・夏・冬休み（12月29日～1月3日を除く））

午前8時～午後7時

※学校都合等により、開所時間を早める必要がある場合がある。

(8) 開所時期

2027年（令和9年）4月1日の開所とする。

(9) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(10) 入所料等

設置運営事業者は、市実施要綱に定める範囲で、対象児童の入所料として、応分の負担金を徴収することができる。また、開設時間の延長等のサービスを実施する場合や事業等により実費負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができる。

なお、新規の入所者から入会金を徴収することができるが、当該小学校区内で既に他の児童クラブを運営する者が入会金を徴収している場合は、当該入所者から入会金を徴収できないものとする。

(11) 保護者及び利用者との信頼関係の構築

保護者及び利用者との情報共有を図るとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(12) 学校・地域との連携

学校との情報交換・連携を密にし、学校の状況、児童の状況を常に把握するよう努めること。また、地域住民、関係機関との連携を図り、情報公開・情報共有に努めること。

(13) 施設の目的外利用

次のアからオの項目を遵守する場合に限り、児童クラブの施設を放課後健全育成事業に資する以外の目的に利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。

なお、目的外利用に係る費用等については、市から支出する負担金の対象にはならない。このことに違反した場合、当該負担金の返還を求める場合がある。

- ア 目的外利用において有料の講座等を実施する場合、クラブの利用児童に対して講座への参加を前提としないこと。
- イ 目的外利用における有料の講座等で徴収する金額が、材料費等の実費、講師謝礼等の講座を開設するうえで必要な金額を大幅に上回り、利益を出すことを目的としないこと。
- ウ 児童クラブの運営時間中に目的外利用で講座等を実施し、講座に参加する児童と参加しない児童に分かれる場合、指導員が講座に従事するため、講座に参加しない児童への見守り体制が、市の条例・基準で定めた人数を下回らないこと。
- エ 児童クラブの運営時間中に目的外利用で講座等を実施し、講座に参加する児童と参加しない児童に分かれる場合、講座に参加しない児童の生活スペースが、市の条例・基準で定めた広さを下回らないこと。
- オ 目的外利用をするに当たっては、市と協議のうえ、保護者、利用者及び施設の管理者から承認を得ること。

(14) 利用手続き等

入所申し込みの受付、入所判定の決定等は、藤沢市放課後児童クラブ入所事務取扱基準（資料1参照）に基づき、設置運営事業者が実施すること。なお、申込書内容等については、本市と協議の上、設定することとする。

(15) 協定書の締結

開所に当たっては、事前に藤沢市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（資料2参照）に基づく届出及び藤沢市放課後児童健全育成事業の実施に関する協定書の締結を行うこととする。

(16) 事業実施期間等

本児童クラブ事業実施期間は、開所から10年以上とすること。また、改修費等施設整備に係る費用を市が負担する場合、当該施設を10年以上使用すること。なお、市が負担して施設整備を行った施設での事業実施が10年に満たないときは、当該負担金の返還を求めることとする。

(17) 待機児童対策への協力

選考された事業者は、近隣の小学校区において児童クラブの待機児童が発生した場合、待機児童対策に協力することとする。

9 負担金

(1) 負担金の対象経費及び金額

児童クラブの施設整備及び運営に係る市負担金額については、国及び県の補助基準額等に基づき、市の予算の範囲及び提出書類Ⅷ「資金計画書」にある市負担金対象の金額で決定する。

※ 2026年度（令和8年度）の市からの負担金については「令和7年度放課後児童クラブ市負担金」（「負担金に係る資料1」）を参照。

「令和8年度放課後児童クラブ市負担金」は、4月1日以降掲示。

（参考）

- ・令和7年度放課後児童クラブ運営費用積算基準単価（「負担金に係る資料2」）
 - ※ この積算基準単価は、あくまで運営に係る費用の基準を示したものであり、市からの負担金ではない。時給等は設置運営事業者の給与規定に基づき処遇を行うこと。

令和8年度放課後児童クラブ運営費用積算基準単価は、4月1日以降掲示予定。

- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱（抜粋）（「負担金に係る資料3」）

（2）負担金支払い時期（予定）

施設整備に係る負担金の支払い時期については、協議の上、決定することとする。

運営に係る負担金については、原則年12回に分けて指定された口座に振り込むこととする。国及び県の補助基準額の変更等により、年度途中で負担金の額が変更となる場合がある。

10 申し込み手続き

（1）事前相談（必須）

応募を検討している事業者は、申し込み手続きの前に必ず事前相談をすること（事前相談のない事業者の応募は受け付けしないこととする）。事前相談時には「事前相談依頼書（別紙2）」に必要事項を記載の上、次の書類を提出すること。

ア 既存運営施設（児童クラブ・保育園等）の概要が分かる資料（パンフレット等）

イ 法人概要が分かる資料（パンフレット等）

【自身で確保した物件での提案をする場合は次のウ～オも提出】

ウ 周辺案内図

エ 平面図（既存の物件の場合のみ）

オ 現況写真

※ 事前相談の日時については、電話で青少年課へ連絡し、調整すること。

- ・事前相談期間 2026年（令和8年）2月27日（金）から
3月27日（金）まで
※土・日曜日、祝日を除く。
- ・事前相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ・事前相談場所 藤沢市 子ども青少年部 青少年課
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

※ 事前相談には、運営及び施設の状況について分かる方が来庁すること。

※ 事前相談を行った事業者に対し、別途実施している「藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ事業用候補物件募集」において応募があった物件について、随時情報提供を行う。

（2）質問・回答

ア 質問

3月27日（金）までに「藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ設置運営事業者公募に係る質問票（別紙3）」にて電子メール（件名を「放課後児童クラブ設置運営事業者公募に係る質問票」とし、送付後電話連絡すること）又は来所にて提出。電話等による口頭での質問・問い合わせは受け付けない。

青少年課メールアドレス fj-seisho@city.fujisawa.lg.jp

イ 回答

受け付けた質問についての回答は、4月6日（月）までに随時市ホームページの青少年課のページに掲載する。

（3）応募受付

ア 受付期間

2026年（令和8年）4月10日（金）から4月17日（金）まで
※土・日曜日を除く。

イ 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 受付場所

藤沢市 子ども青少年部 青少年課
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

エ 提出方法

事前に連絡の上、提出書類を持参すること。（郵送提出不可）
※ 提出物や事業内容について、後日ヒアリングを行う。

（4）提出書類

次のI～XIについて、正本1部、副本1部を提出すること。

なお、提出時はファイル等に順にとじ、各様式の名称を記載したインデック

ス等を貼付すること。

I 藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ設置運営事業者応募申込書

(様式1)

II 誓約書(様式2)

III 放課後児童クラブ設置運営事業者の概要(法人概要調書)(様式3)

【添付資料】

(3-①) 登記事項証明書

(3-②) 定款(写)

(3-③) 代表者及び施設管理予定者(クラブ長)の履歴書

(3-④) 過去3年間の法人収支決算書

IV 事業計画書(様式4)

V 建物及び各室の状況調書(様式5)

【添付資料】

(5-①) 計画平面図(駐輪スペースも示すこと)

「6整備方法」及び「8本公募に係る児童クラブの概要及び基準(6)施設・設備について」を参照、遵守すること。

(5-②) 周辺案内図(公園等の遊び場、小学校からの通所ルート及び避難施設までのルートを示すこと。

(5-③) 現況写真

(5-④) 登記事項証明書(土地建物全部事項証明書及び公図)

(5-⑤) 物件の概要が分かる書類(建築概要書、重要事項説明書等)

(5-⑥) 建築基準法に基づく検査済証(写)

※新築物件を改修する場合は、工事完了後提出すること。

※検査済証のない建築物の場合、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づいて「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査結果報告書」を選考委員会の開催日までに提出すること。なお、当該調査結果報告書作成に係る費用は、事業者の負担となり、市の負担金の対象費用とはなりません。

(5-⑦) 新耐震基準に適合していることが確認できる書類(耐震診断結果報告書の写し等。1981年(昭和56年)5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出。)

(5-⑧) 事業開始までのスケジュール表

(5-⑨) 工事費等概算見積書

VI 放課後児童クラブ施設整備・運営等に関する提案(様式6)

VII 施設管理者（クラブ長）調書及び職員配置調書（様式7）

VIII 資金計画書（様式8）

【添付資料】

（8－①）借入金の償還計画表

IX 自己資金内訳書（様式9）

【添付資料】

（9－①）事業者残高証明書

X 放課後児童クラブ開所後の資金収支予算書（3年分）（様式10）

XI 国税及び市税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）

※納税義務がない場合は、その旨を記載した文書を提出すること。

(5) 応募に当たっての留意点

ア 書類の提出については、代理人でも可とする。

イ 応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類及び資料の提出を求めた場合には、指示された期間内に提出すること。

ウ 応募に関する費用は応募者の負担とする。

エ 提出された書類等は返却いたしません。

オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を提出すること。

カ 応募者及びその関係者から担当者等に対して自らの応募書類・提案の内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため受け付けません。

(6) 応募した者の審査を行わない場合

応募した者が、応募書類の提出期間の締切日の翌日から「11 設置運営事業者の選考・確定」による選考までの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、選考に係る審査を行わない。その際、実費等の弁償には一切応じない。

ア 指示により求めた追加書類及び資料の提出が、指示された期間内に行われなかった場合

イ 本公募要領に著しく逸脱した場合又は申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合

ウ 「3 応募要件」に定める要件を満たさなくなった場合

エ 応募者（代表者又はその関係者）が、本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接的に本市職員などの本件関係者と接触を持った場合

1 1 設置運営事業者の選考・確定

(1) 設置運営事業者の選考

選考委員会において、応募要件を満たした者から提出された書類及び面接により審査し、設置運営事業者を選考する。

※選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の日程については、事前相談のあった事業者に対し、個別にお知らせすることとする。

・選考結果通知日：2026年（令和8年）5月下旬～6月上旬（予定）

・通知方法：文書による通知

※評価基準に基づく各項目の評価点数や他の応募事業者に係る事業計画及び当該事業者を特定できる情報等は公表しないこととする。

(2) 選考基準

応募要件及び適合すべき基準を満たしているか等の確認を行い、要件等を満たす事業者について、「藤沢市立明治小学校区放課後児童クラブ審査基準（別紙4）」に基づき審査採点を行う。

各選考委員が評価した点数を合算したものの平均が満点の60%以上となった事業者が複数生じた場合は、合計点数による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として選考し、2番目に高い評価を得た事業者を候補者の次点者として選考する。

また、合計点数が同点となる事業者が複数生じた場合は、選考委員会において評議し順位付けを行い、優先交渉権者、次点者を決定する。

(3) 設置運営事業者の確定

選考後、市と優先交渉権者は該当の小学校区における「放課後児童クラブ新設整備に係る費用の負担についての協定書」を締結する。協定書の締結をもって、優先交渉権者は運営事業者として確定する。

1 2 スケジュール（想定）

日 程	内 容
2026年（令和8年）2月27日（金） ～3月27日（金） ～4月10日（金）	設置運営事業者の公募・物件の募集開始 事前相談及び物件募集終了 ※事前相談を行った事業者へ物件情報提供（随時） 事業者と物件所有者との協議
4月10日（金） ～17日（金）	設置運営事業者応募書類提出期間
5月下旬～6月上旬	設置運営事業者の選考委員会実施

日 程	内 容
	※設置運営事業者及び物件の確定
2026年（令和8年）9月以降	施設整備に係る負担金協定締結 入札・工事契約・着工・備品購入等
2027年（令和9年）3月	竣工・検査・開所準備、事業開始の届出
2027年（令和9年）4月1日	開所、運営に係る負担金協定締結

1.3 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、市と選考された運営事業者が詳細を協議し、決定する。
- (2) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとする。
また、提出された応募書類及び選考委員会における提案内容について、情報公開請求により開示する場合があるが、応募者の正当な利益を害するものについては使用・開示の対象とはしない。
- (3) 本公募への応募に際しては、物件所有者と運営事業者の双方の合意の上で、同一の物件について複数の運営事業者が計画を策定し、それぞれ別々に応募を行うことも可能とする。
- (4) 藤沢市が情報提供を行う物件所有者との間での賃貸借契約の内容協議や契約締結については、運営事業者と物件所有者の責任において実施していただく。
- (5) 審査の結果、優先交渉権者として選考された場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、選考を取り消す場合がある。
- (6) 選考委員会後に、優先交渉権者、次点者を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (7) 審査の結果、優先交渉権者として選考された場合であっても、この事業に係る予算案の議決をもって協定を締結するため、議決がされない場合は、選考を取り消す場合がある。
- (8) 事業を行うために締結する工事等の契約については、3者以上の見積もり合わせ、又は市の契約規定に準じた入札の方法により請負業者を選定すること。
また、業者の選定・備品購入については市内の事業者を優先すること。
- (9) 設置運営事業者として確定した場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合は、協定を解除し、市が支出した負担金を返還させる場合がある。

以 上

【書類提出先・問い合わせ先】

藤沢市 子ども青少年部 青少年課

電 話 0466-50-8251 (直通)

所在地 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階